

○深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程

平成 30 年 4 月 1 日公営企業管理規程第 3 号

改正

令和 2 年 7 月 1 日公営企業管理規程第 2 号

令和 6 年 8 月 30 日公営企業管理規程第 9 号

令和 7 年 11 月 1 日公営企業管理規程第 2 号

深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程

(目的)

第 1 条 この規程は、深谷市下水道指定工事店規程（平成 24 年 4 月 1 日公営企業管理規程第 26 号。以下「工事店規程」という。）の規定による処分の実施に関して必要な事項を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって指定工事店等が行う排水設備に係る工事及び事務手続における適正かつ円滑な執行を促すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処分 工事店規程第 11 条に規定する指定の取消し及び効力の停止並びに同規程 21 条に規定する登録の取消し及び効力の停止をいう。
- (2) 指定工事店 工事店規程第 2 条 2 号に規定する指定工事店をいう。
- (3) 責任技術者 工事店規程第 2 条 3 号に規定する責任技術者をいう。
- (4) 排水設備 深谷市下水道条例（平成 18 年 1 月 1 日条例第 211 号）第 2 条 2 号に規定する排水設備をいう。
- (5) 管理者 下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (6) 処分等 処分並びに第 4 条に規定する口頭注意、文書による注意及び警告をいう。
- (7) 指定工事店等 指定工事店又は責任技術者をいう。

(違反行為)

第 3 条 指定工事店等所管課長は、別表 1 に定める違反行為（以下「違反行為」という。）があることを知ったときは、関係者からの事情聴取及び現地調査等により事実確認を行い、指定工事店等違反行為確認報告書（様式第 1 号）により、管理者へ報告する。

- 2 管理者は、指定工事店等に違反行為が確認された場合は、当該指定工事店等に対し、直ちに当該違反行為の是正を行うよう指導できる。

3 違反行為が確認された指定工事店等は、速やかに法令遵守誓約書（様式第2号）を提出するものとする。

（口頭注意、文書による注意又は警告）

第4条 管理者は、前条第1項の報告があったときは、違反行為の再発を防止するため、口頭注意、文書による注意（様式第3号）又は警告（様式第4号）を行うことができる。

（処分の決定等）

第5条 管理者は、第3条第1項の報告を受け、当該違反行為を行った指定工事店等が次の各号に該当する場合、次条に規定する深谷市下水道指定工事店審査委員会を開催し、処分について審査及び決定するものとする。

（1）既に前条に規定する警告（当該違反行為を行った日の属する指定又は登録の有効期間内に発行されたものに限る。）を受けている場合

（2）別表1のチ、ツにあたる場合

（3）当該違反行為の経緯及び内容を踏まえ処分を行う必要があると認めるとき

2 管理者は、処分を行おうとするときは、指定工事店等に対しあらかじめ、処分予告通知書（様式第5号）により処分を通知する。

（審査委員会）

第6条 管理者は、指定工事店等に対する処分の実施及び別表2に定める処分内容について審査するため、深谷市下水道指定工事店審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 前項の審査委員会について必要な事項は、別に定める。

（聴聞等）

第7条 管理者は審査委員会の結果を踏まえ処分を行おうとするときは、深谷市水道事業及び下水道事業の所管に係る深谷市行政手続条例施行規程（平成24年4月1日公営企業管理規程第3号）及び深谷市水道事業及び下水道事業の所管に係る聴聞手続規程（平成24年4月1日公営企業管理規程第5号）に基づき、指定工事店等所管課長に聴聞を主宰させ、又は弁明書（様式第6号）を提出させ、弁明の機会を付与させるものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日公営企業管理規程第2号）

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月 30 日公営企業管理規程第 9 号）

（施行期日）

1 この規程は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年 11 月 1 日公営企業管理規程第 2 号）

この規程は、公示の日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

	違反行為の種類	条例	規程
ア	排水設備工事完了検査への立会いに応じなかった場合。	条例第 9 条	工事店規程第 9 条第 2 項第 9 号
イ	責任技術者が排水設備工事完了検査への立会いに応じなかった場合。	条例第 9 条	工事店規程第 20 条第 2 項
ウ	管理者の指定する規格のもの以外の材料を使用して工事を行った場合。	条例第 9 条	工事店規程第 9 条第 2 項第 7 号
エ	排水設備工事完了日から 5 日以内に排水設備の新設等工事完了届・使用開始届の提出をしなかった場合。	条例第 8 条第 1 項	工事店規程第 9 条第 2 項第 8 号
オ	災害等緊急時に、排水設備の復旧に関する管理者からの協力要請に応じるよう努めなかった場合。	条例第 9 条	工事店規程第 9 条第 2 項第 14 号
カ	正当な理由がなく排水設備工事の申込みを拒んだ場合。	条例第 9 条	工事店規程第 9 条第 2 項第 1 号
キ	排水設備工事を適正な工費で行わなかった場合。	条例第 9 条	工事店規程第 9 条第 2 項第 2 号
ク	排水設備工事完了検査に合格しなかったとき、直ちに補修を行わなかった場合。	条例第 8 条第 1 項	工事店規程第 9 条第 2 項第 10 号

ケ	検査合格後１年以内に生じた故障等の無償補修に応じなかった場合。	条例第９条	工事店規程第９条第２項第１１号
コ	計画確認を受けないで排水設備工事を行った場合。（緊急により事前に連絡があったとき及び軽微な変更に係る排水設備工事を除く。）	条例第７条	工事店規程第９条第２項第５号
サ	工事の全部又は一部を第三者に委託した場合。	条例第９条	工事店規程第９条第２項第３号
シ	指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与した場合。	条例第９条	工事店規程第９条第２項第４号
ス	工事の設計及び施工が責任技術者の監理の下で行われなかった場合。	条例第９条	工事店規程第９条第２項第６号
セ	責任技術者が他の指定工事店又は同一指定工事店の埼玉県外の営業所の責任技術者を兼ねていた場合。	条例第９条	工事店規程第３条第１項第１号
ソ	従業員の工事上の行為について責任を負わなかった場合。	条例第９条	工事店規程第９条第２項第１２号
タ	自己の責に帰すべき理由により下水道事業に損害を与えたとき、管理者の認定する損害額を賠償しなかった場合。	条例第９条	工事店規程第９条第２項第１３号
チ	第３条第２項に規定する是正を行わなかった場合又は同条第３項に規定する法令遵守誓約書（様式第２号）を提出しなかった場合。		
ツ	上記アからチに掲げるもののほか、工事店規程第１１条第２項各号又は第２１条各号に該当する場合。		

別表２（第６条関係）

違反行為の種類	処分内容
別表１のア～タ	指定又は登録の効力の停止（１年以内）
停止処分期間の終了日の翌日から起算して１年以内に違反行為を行った場合又は別表１のチ	指定又は登録の効力の停止（１年間）

効力の停止期間中に再度違反行為を行った場合	指定又は登録の取消し
別表 1 のツ	1 年を超えない範囲内においての指定若しくは登録の効力の停止又は指定若しくは登録の取消し

様式第1号（第3条関係）
様式第1号（第3条関係）

年 月 日

深谷市下水道事業

深谷市長 様

下水道工務課長

指定工事店等違反行為確認報告書

深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程第3条の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

	指定工事店	責任技術者※
番 号		
名 前		
場 所	深谷市	
確認日	年 月 日	
違反行為 の概要		
違反条項		
処分履歴	口頭注意： 年 月 日 文書注意： 年 月 日 文書警告： 年 月 日	

※深谷市に登録している場合に記載

法 令 等 遵 守 誓 約 書

年 月 日に指摘を受けた以下の件につきましては、排水設備設置等工事に係る関係法令等（例：深谷市〇〇規程第〇〇条）に違反する行為であることを確認しました。

今後は、深谷市下水道指定工事店・排水設備工事責任技術者として、関連する法令、規程等を十分に確認し、遵守いたします。

【違反行為】

指 摘 日	
違反行為の場所	
違反行為の内容	

【再発防止策】

年 月 日

深谷市下水道事業

深谷市長

あて

指定工事店名：

代表者氏名：

責任技術者名：

深下工発第 号
年 月 日

様

深谷市下水道事業
深谷市長



排水設備設置工事に係る法令等遵守について（注意）

下記のとおり違反行為があったので、深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程第4条により通知します。

今後は、このような違反行為のないよう下水道法及び関係法令等遵守の上、排水設備工事を行うよう万全を期されたい。

【違反行為】

指 摘 日	
違反行為の場所	
違反行為の内容	
備 考	

深下工発第 号
年 月 日

様

深谷市下水道事業
深谷市長



排水設備設置工事に係る法令等遵守について（警告）

下記のとおり違反行為があったので、深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程第4条により通知する。

ついては、関係法令等十分確認し、以降、深谷市下水道指定工事店・排水設備工事責任技術者として、排水設備設置に係る法令等を遵守し、手続・工事に違反のないよう警告する。

【違反行為】

指 摘 日	
違反行為の場所	
違反行為の内容	
備 考	

深下工発第 号
年 月 日

様

深谷市下水道事業
深谷市長



処分予告通知書

下記のとおり処分を決定するので、深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程第5条の規定により通知します。

この処分に先立ち、深谷市行政手続条例第13条第1項の規定による意見陳述のための手続を行います。

記

指定（登録）番号	第	号
違反行為の確認日	年	月 日
違反行為の場所		
違反行為の内容		
予定される 処分の内容	☐ 指定効力の停止（ 日間） （深谷市下水道指定工事店規程第11条） ☐ 指定の取り消し （深谷市下水道指定工事店規程第11条） ☐ 登録の取り消し （深谷市下水道指定工事店規程第21条）	
意見陳述 手続き	☐ 弁明の機会の付与 弁明書を 年 月 日までに深谷市環境 水道部下水道工務課に提出してください。 ☐ 聴聞の実施 聴聞通知書に記載のとおり聴聞を実施しま すので、指定した期日に出席してください。	
備	考	

（注）提出期限までに弁明書の提出がないときは、弁明の意思がないものとみなします。

様式第6号（第7条関係）
様式第6号（第7条関係）

年 月 日

深谷市下水道事業

深谷市長 あて

弁明者 住所
氏名

弁 明 書

深谷市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分規程第7条の規定により、次のとおり弁明します。

記

指定（登録）番号	第	号
違反行為の確認日	年	月 日
違反行為の場所		
違反行為の内容		
弁明の内容	☐ 弁明することはありません。 ☐ 次のとおり弁明します。	
添付書類等	☐ 有 （ ） ☐ 無	